

広島県告示第千二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十一年広島県告示第四十五号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年十一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）一・四・〇〇一号広島南道路

三 事業施行期間

平成二十年三月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成二十年広島県告示第二百七十八号及び平成二十一年広島県告示第四十五号の事業地のうち、広島県広島市西区観音新町四丁目及び扇一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

平成二十年広島県告示第二百七十八号及び平成二十一年広島県告示第四十五号の事業地のうち、広島県広島市西区観音新町四丁目及び扇一丁目地内において事業地を変更する。